

## つがる市手話言語条例

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話言語は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。

ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかしながら、これまで手話が言語として認められなかつたことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかつたことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、手話に対する理解の広がりを未だ感じる状況に至っていない。

市は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって地域で支え合い、また、手話を使って安心して暮らすことができる地域社会を目指し、この条例を制定する。

### (目的)

**第1条** この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及並びに地域において手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、もって、ろう者及びろう者以外の者が、共に生きる地域社会を実現することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

### (基本理念)

**第3条** ろう者が自立した日常生活を営み、地域における社会参加に務め、全ての市民と相互に人格と個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。

- 2 市、市民及び事業者は、手話が言語であることを認識し、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、手話で意思疎通を図りやすい環境を構築するものとする。
- 3 ろう者は、手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

ければならない。

(市の責務)

**第4条** 市は、基本理念にのっとり、ろう者があらゆる場面で手話による意思疎通が図られるよう、手話の普及並びに自立した日常生活及び地域における社会参加を保障するため、必要な施策を推進するものとする。

(市民及び事業者の役割)

**第5条** 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者は、市の施策に協力するとともに、手話への理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

3 事業者は、市の施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進)

**第6条** 市は、第4条の規定により、次に掲げる施策について推進するよう努めるものとする。

(1) 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策

(2) 市民が手話による意思疎通や情報を得る機会を拡大するための施策

(3) 手話通訳者及びろう者（第2条第3号で定めるろう者を除く。）の意思疎通を支援する者の確保、養成及び支援のための施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(委任)

**第7条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。